

荒川区都市計画マスタープラン策定支援業務委託仕様書

1 件名

荒川区都市計画マスタープラン策定支援業務委託

2 委託の目的

本業務は、都市計画マスタープランの策定にあたり、都市計画分野における高度な専門的知識、技術及び豊富な経験を有する事業者からの支援を受けることにより、計画策定の効率化・円滑化を図り、より質の高い計画とするとともに、策定プロセスにおいて、広範な現況分析に加え、住民説明会やワークショップの開催、パブリックコメント手続きなど住民参加による合意形成プロセスについて専門的な支援を受け、多様な意見を適切に計画に反映させることを目的とする。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

4 履行場所

荒川区指定場所

5 業務内容

【令和8年度】（予定）

（1）基礎調査

①上位計画及び関連計画、新たな法制度の整理

新たな都市計画マスタープランと上位計画及び関連計画等との整合性を図るため、国や都、区の各種上位計画や関連計画、関連法令の制定、改正状況等を把握、整理する。

②基礎的データの収集・整理

土地利用及び都市基盤の整備状況（人口動向、土地利用、社会基盤、交通、環境、防災、経済、開発状況やまちづくり活動等）等についての現況やこれまでの進捗に関する調査や、統計資料、行政基礎資料の整理・分析を行う。

③区民の意向等調査

荒川区の街づくりのニーズを把握するため、区民等の意向把握等について調査を実施する。

④現都市計画マスタープランの施策の成果や実績、課題の把握

現都市計画マスタープランの実績や達成状況等の成果を検証し、成果を取りまとめる。

⑤課題の整理

上記を踏まえて、策定上の計画条件や課題の整理を行う。

（2）新たな都市計画マスタープランの骨子案の作成

（1）及び令和8年度改正予定の荒川区基本構想を踏まえ、新たな都市計画マスタープランの骨子（基本理念、基本目標等）を検討し取りまとめる。

(3) 新たな都市計画マスタープランの改定素案の作成

作成した骨子案を基に、改定素案を作成する。

作成にあたっては、土地利用、道路、防災・防犯、都市復興（新規）、公共交通（新規）、みどり・公園、環境・エネルギー、住宅・住環境、産業・経済、観光、福祉（新規）、文化、都市景観等を踏まえ、作成した骨子案を基に、新たな都市計画マスタープランの施策の方向性を検討する。

【構成例】

- ア 荒川区の概況（区の特性と課題の抽出）
- イ 目指す将来像（まちづくりの理念と都市計画の目標）
- ウ 全体構想（基本理念、課題、目標、将来像）
- エ 分野（部門）別整備方針
- オ 地域別整備方針（現都市計画マスタープランでは区内8地区）
- カ 実現のための方策
- キ その他必要な添付資料 等

素案の作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- ア 荒川区基本構想に基づくものとし、現在改正中の内容を踏まえた上で検討する。
- イ 現行都市計画マスタープランの検証に基づく課題に対応する。
- ウ 社会的課題に対応する内容とする。
- エ 区政の課題に対応した内容とする。
- オ 区民の意見を反映した内容とする。
- カ 策定委員会の審議結果を反映した内容とする。

(4) 策定委員会、庁内検討委員会の運営支援

① 策定委員会の運営支援

策定に関する審議を行うために設置する策定委員会の運営支援を行う。

策定委員会の想定開催回数：4回程度（必要に応じて適宜増）

② 庁内検討委員会の運営支援

策定委員会を補佐する機関として設置する庁内検討委員会の運営支援を行う。

庁内検討委員会の想定開催回数：4回程度

③ 上記①、②に関する次の業務を実施する。

- ア 資料の作成
- イ 会議への出席、議事録作成
- ウ 運営支援等、その他必要な業務

(5) 区民等の意向調査

区民との協働による計画づくりを実現するために以下の業務を実施する。

① 区民を対象としたアンケート調査

区民の意向を確認するためのアンケート調査を実施し、調査結果を取りまとめる。

- ア 調査対象者は、層化二段無作為抽出の区内在住者 3,000 名程度とする。

- イ 設問の設計、調査票作成、資料作成等の実施支援、意見集約・分析、意向把握のまとめ、ホームページ作成支援等を行う。

②区民ワークショップの開催、運営支援

地域別整備方針等の検討における各地域住民の意見を収集するための会議(ワークショップ等)の開催、運営支援を行う。

受託者は、区民等の意見をより正確に、かつ効率的、効果的に収集できる回数、所要時間、実施内容、対象者、人数等の具体的事項を提案する。

ア 地域ごとに分かれて、グループワークを行うことを想定する。

- イ 企画・運営支援、公募支援、資料作成、会場設営、議事録作成、ホームページ作成支援、意見集約・分析、意向把握のまとめ、その他必要な業務等を行う。

ウ 区民参加促進のためのコーディネート等を行う。

③説明会の開催に向けた資料作成支援

説明会の開催にあたり、必要となる資料の作成を行う。

(6) 都市計画審議会、関係機関等との協議支援

東京都、荒川区都市計画審議会、荒川区議会、関係機関への協議等に必要な資料の作成、議事録の作成を行う。

(7) その他、区担当者との協議により決定した事項

【令和9年度】(予定)

(1) 新たな都市計画マスタープランの策定支援

①新たな都市計画マスタープランの改定案の作成

令和8年度に作成した改定素案を基に、改定案を作成する。

改定案の作成にあたっては、意見募集などにおける結果を踏まえると共に、最新のデータを反映して取りまとめる。

ア 改定案は、策定委員会、専門部会及び庁内検討委員会による審議内容を踏まえて作成する。

- イ 実現する街の将来像について、イメージができるイラストを作成する。

イラストについては、誰が見ても描かれている意図について、理解できるように工夫すること。

②新たな都市計画マスタープランの最終案の作成

区議会や荒川区都市計画審議会、区民対象のパブリックコメントの結果を踏まえて、最終案を作成する。また、最終案をもとに公表用の都市計画マスタープラン本編、概要版の原稿の作成を行う。

③成果指標の作成

新たな都市計画マスタープランにより実施する各施策の成果を測定するため、次期計画における成果指標の設定・測定・評価について検証し、効率的な手法を区に提案する。

(2) 策定委員会、庁内検討委員会の運営支援

① 策定委員会の運営支援

策定に関する審議を行うために設置する策定委員会の運営支援を行う。

策定委員会の想定開催回数：4回程度（必要に応じて適宜増）

② 庁内検討委員会の運営支援

策定委員会を補佐する機関として設置する庁内検討委員会の運営支援を行う。

庁内検討委員会の想定開催回数：4回程度

③ 専門部会の開催、運営支援

専門部会の開催、運営支援に関する業務を行う。

専門部会の想定開催回数：2回程度

④ 上記①、②、③に関する次の業務を実施する。

ア 資料の作成

イ 会議への出席、議事録作成

ウ 運営支援等、その他必要な業務

(3) 区民等の意向調査

区民との協働による計画づくりを実現するための以下の業務を実施する。

① 地域別整備方針等の検討における各地域住民の意見を収集するための会議(ワークショップ等)の開催、運営支援を行う。

受託者は、区民等の意見をより正確に、かつ効率的、効果的に収集できる回数、所要時間、実施内容、対象者、人数等の具体的事項を提案する。

ア 地域ごとに分かれて、グループワークを行うことを想定する。

イ 企画・運営支援、公募支援、資料作成、会場設営、議事録作成、ホームページ作成支援、意見集約・分析、意向把握のまとめ、その他必要な業務等を行う。

ウ 区民参加促進のためのコーディネート等を行う。

② 説明会の開催に向けた資料作成支援

説明会の開催にあたり、必要となる資料の作成を行う。

(4) パブリックコメントの実施支援

区民の意見を募集するため、パブリックコメントを実施する。

実施するにあたり、資料作成支援、意見の集計、課題整理等を行い、改定案へ反映する。

(5) 都市計画審議会、関係機関等との協議支援

東京都、荒川区都市計画審議会・荒川区議会、関係機関への協議等に必要な資料の作成、議事録の作成等を行う。

(6) その他、区担当者との協議により決定した事項

6 成果品

以下の事項の結果をまとめた資料（原紙一式を含む）及びそれらのデータを保存した DVD-R 一式を提出する。データ形式は、ワード、エクセル、PDF 形式等とする。

成果品の体裁等は担当職員と協議の上、決定する。

(1) 基礎調査報告書	1 部
(2) 策定委員会、庁内検討委員会の会議資料及び議事録	1 部
(3) アンケート、説明会、区民ワークショップに関する資料	1 部
(4) 改定骨子案・改定素案	各 1 部
(5) 改定案・最終案	各 1 部
(6) 都市計画マスタープラン（本編・カラー 製本）	500 部
(7) 都市計画マスタープラン（概要版・カラー）	1,000 部
(8) 業務報告書（打合わせ議事録含む）	1 部
(9) 関連資料一式	1 部
(10) 上記の電子データ（DVD-R）	1 部

7 提出書類

- (1) 主任技術者届
- (2) 実施計画書（調査手順、調査方法、調査項目、作業工程）
- (3) 着手届
- (4) 完了届
- (5) その他、区職員の指示による資料

8 留意事項

- (1) 荒川区基本構想、東京都都市計画区域マスタープラン等の上位計画、関連計画との整合を図る。荒川区基本構想については、改正内容を踏まえ、反映した上で策定する。
- (2) 既存資料の収集及び基礎調査を実施して、土地利用及び都市基盤の整備状況等について、街区レベルで検討する。業務遂行上、疑義の生じた事項については、区職員と協議の上で決定する。
- (3) 成果物に係る著作権については、区に帰属するものとする。
- (4) 成果物に関し、区の同意なく著作権法上の公表権等の権利を行使してはならない。
- (5) 本業務で知り得た全ての情報について、守秘義務を負うものとする。
- (6) 区は本業務の遂行上必要な資料で、区が所有する提供可能な資料について、受託者に貸与する。業務が完了した際には、区が貸与した資料等を速やかに返却すること。また、当該資料等は、区の承認を得ずに公表、貸与または使用等してはならない。
- (7) 業務遂行にあたっては、主任（管理）技術者を配置し、主任（管理）技術者は技術士資格（建設部門：都市及び地方計画）を有していること。
担当技術者は、都市計画マスタープランの策定・改定・調査に関する支援を行った業務経験があるものを配置すること。
- (8) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施行方法、管

理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、提案者が負うものとする。

(9) その他、本仕様書に明示のないもの、または、その解釈に疑義が生じたものについては、
受注者と発注者で協議を行い定めるものとする。

(10) 業務の進捗状況を区担当者に適宜報告し、確認を受けるものとする。